

大分県立夜間中学設置基本方針

令和6年（2024年）11月

大分県教育委員会

目次

1 夜間中学設置の背景	
（1）夜間中学の概要	1
（2）国の動向	1
（3）都道府県の動向	1
2 本県における夜間中学設置に関する現状と課題	
（1）義務教育段階の学び直しが必要な方の状況	2
（2）大分県における課題	3
（3）課題への対応策	3
3 夜間中学設置についての検討の経緯	
（1）夜間中学検討会議の設置	4
（2）アンケートによるニーズ調査	4
（3）模擬教室によるニーズ調査	4
（4）総合教育会議での協議	5
（5）オンライン模擬教室による調査研究	5
4 夜間中学設置の基本方針	
（1）設置主体	6
（2）開校時期	6
（3）設置場所	6
（4）教育理念	6
（5）入学対象者	6
（6）入学、進級、卒業	7
（7）学級編制	7
（8）教育活動	7
（9）本人負担	7
5 夜間中学開校に向けた今後の取組	8

1 夜間中学設置の背景

(1) 夜間中学の概要

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から、昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。

在学生徒については、義務教育未修了の学齢超過者のほか、近年は、多くの夜間中学で外国籍の生徒が増加しており、文部科学省「令和4年度夜間中学等に関する実態調査」によると、夜間中学の生徒のうち、約67%が外国籍の生徒となっている。

また、不登校など様々な事情から実質的に十分に教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した方で、中学校で学び直すことを希望する方も対象となっている。

夜間中学には、このような多様な生徒に対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための役割が期待されている。

(2) 国の動向

平成28年（2016年）12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）が制定され、全ての地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供、その他の必要な措置を講ずることが義務付けられた。

平成30年（2018年）6月には、「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、その中で、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとした。

令和元年（2019年）11月には、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、令和3年（2021年）の衆議院予算委員会においては、菅内閣総理大臣は、「夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置されることを目指す」と答弁している。

令和5年（2023年）6月には、「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、令和9年度末までに全都道府県・指定都市への設置を指標化している。

(3) 都道府県の動向

教育機会確保法施行時の平成28年度（2016年度）には、8都府県に31校の夜間中学が設置されていた。令和6年（2024年）4月現在、31都道府県に計53校が設置されており、全国的に夜間中学設置の動きが広がっている。

九州では、令和4年（2022年）4月に福岡市が夜間中学を開校し、その後、令和6年4月に佐賀県、熊本県、北九州市、福岡県大牟田市、宮崎県宮崎市が開校している。

2 本県における夜間中学設置に関する現状と課題

(1) 義務教育段階の学び直しが必要な方の状況

義務教育段階の学び直しが必要な方は、義務教育未修了者、不登校生徒、在留外国人に多いと考えられる。

県内における、義務教育未修了者、不登校生徒及び在留外国人の状況は、それぞれ次のとおりである。

① 義務教育未修了者の状況

令和2年（2020年）の国勢調査結果によると、本県の未就学者（※1）は521人、最終卒業学校が小学校の方（※2）は8,759人であることが分かっている。

※1「未就学者」の定義：小学校にも中学校にも在学したことのない方または小学校を中途退学した方

※2「最終卒業学校が小学校の方」の定義：小学校のみ卒業した方または中学校を中途退学した方

② 不登校生徒の状況

文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」によると、中学校における不登校生徒数は、全国的に増加傾向にある。

同調査における大分県の状況を見ると、県内の中学校不登校者数は、令和4年度（2022年度）は1,887人、令和5年度（2023年度）は2,114人となっており、227人の増加であった。不登校生徒の学習に対しては、各中学校や市町村教育委員会等において様々な形で学習支援を行っているが、この状況を鑑みると、中学校において十分に学ぶことができずに卒業した方が一定程度存在していることが考えられる。

③ 在留外国人の状況

法務省出入国在留管理庁「令和5年末現在における在留外国人数について」によると、本県における在留外国人の数は、令和元年（2019年）は14,081人、令和5年（2023年）は18,108人となっており、4,027人増加している。

また、厚生労働省大分労働局「令和5年『外国人雇用状況』の届出状況集計結果」によると、県内在住の外国人労働者数は、令和4年（2022年）8,383人、令和5年（2023年）は9,982人となっており、1,599人増加している。

(2) 大分県における課題

① 義務教育段階の学び直しの場の提供

県内において、義務教育未修了者や不登校生徒、在留外国人など、義務教育段階の学び直しが必要な方に対して提供されている学びの場は、生涯学習を目的としたものであり、学校での就学機会は提供されていない。

教育機会確保法第3条第4項では「義務教育未修了者に対する教育機会の確保等に関する基本理念」が掲げられ、同法第14条では、「就学の機会の提供等」が規定されている。しかし、義務教育段階の学び直しのニーズがあっても、学習の機会を十分に提供できていないのが現状である。

同法に基づき、義務教育段階の学び直しが必要な方で、学校への就学を希望する方に対し、就学の機会を提供する必要がある。

② 高等学校等への進学機会と就労の選択肢の提供

県内の高等学校の入学者選抜試験を受験するためには、「中学校卒業（見込みを含む）」、「海外での9年間の普通教育修了」、「中学校卒業程度認定試験合格」等のいずれかの条件を満たす必要がある。

県内の中学校では、原則として学齢期超過者を受け入れていない。義務教育未修了者や、海外で9年間の普通教育未修了者の学齢超過者等は、中学校で学び直すことができないため、進路は大きく制限されている。

また、中学校で学び直すことができないと、就業可能な職種等が限られ、就労の選択肢も制限されてしまう場合がある。このことは、県内産業の発展にとって、影響を及ぼすこともある。

義務教育段階の学び直しが必要な人に対し、進路の選択肢を広げ、県内で活躍する人材の育成を図っていく必要がある。

③ 県内各地に居住している夜間中学で学びたいと考えている方への対応

令和5年度に実施した模擬教室の結果、夜間中学での学びを希望する方は、県内各地に分散していることが分かった。このような方々のニーズに応えるために、オンラインを活用した学びの取組を検討する必要がある。

(3) 課題への対応策

新たに策定した大分県長期総合計画では、「誰もが安心して元気に活躍できる大分県」「知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県」を目標に掲げている。年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと活躍する「共生社会おおいた」の実現を目指し、学齢を超過した方であって、就学を希望する方に対し、義務教育段階における普通教育に相当する夜間中学の設置が必要である。

また、県内各地の学びたいと思う方々に応じるため、オンラインによる学習機会の提供も検討する。

3 夜間中学設置についての検討の経緯

(1) 夜間中学検討会議の設置

大分県教育委員会においては、平成29年度（2017年度）から県と市、関係団体等で構成する「夜間中学検討会議」を実施している。

また、令和6年から学識経験者、関係機関・団体職員を含めた「県立夜間中学設置支援委員会（以下「設置支援委員会」）」を実施し、大分県の夜間中学は、どのようにあるべきかについて議論を行っている。

(2) アンケートによるニーズ調査

夜間中学に対するニーズを把握することを目的に、平成29年度（2017年度）に日本語教室、フリースクール等を対象に行ったアンケート調査では、93人から回答があり、「毎日通うことができる」と回答した方はいなかった。

平成30年（2018年）7月に、不登校、引きこもりの方にも対象を広げアンケート調査を行ったところ、18人から回答が寄せられた。このうち「毎日通うことができる」と回答した方が11人で、15歳以上の方が5人であった。

令和元年（2019年）7月には、まだ掘り起こせていない入学対象者のニーズを把握するため、当事者及び支援者に広く行き渡るよう、公民館等の公共施設やコンビニエンスストアにチラシを2万枚配布し、アンケート調査を行った。

調査の結果、65人から回答が寄せられ、このうち「毎日通うことができる」と回答した方が22人で、15歳以上の方が16人であった。

令和2年（2020年）9月には、日本語を母語としない方のニーズを把握するため、日本語教室の指導者に協力いただき、アンケート調査も行った。23人から回答があり、このうち「毎日通うことができる」と回答した方が7人であった。

(3) 模擬教室によるニーズ調査

アンケートでの回答だけでは設置の判断が難しいため、正確なニーズを把握することを目的として、令和5年7月と10月に、県内6会場で模擬教室を実施し、31名が参加した。

模擬教室では、教科の授業や、夜間中学の説明に加え、個人面談を行ない、入学希望や毎日の通学が可能であるか等の聞き取りを行なった。その結果、外国籍を含む義務教育未修了者や、不登校等で十分に学ぶことができなかった既卒者等の受入条件に照らすと、9名が対象と考えられ、このうち7名が夜間中学で学びたいと回答したが、居住地は県内各地に分散していることが分かった。

(4) 総合教育会議での協議

令和6年3月に、佐藤知事と県教育委員会が「夜間中学について」協議を行い、夜間中学の設置意義を踏まえ、入学対象者の範囲を決めることや、ICTを活用したオンラインでの模擬教室の実施、夜間中学の制度について更なる広報が必要との意見があり、大分県に夜間中学は必要であるとの結論に至った。

(5) オンライン模擬教室による調査研究

県内各地に居住している希望者に学びの機会を提供することが出来るよう、令和6年10月にオンライン模擬教室を実施し、21名が登録した。指導者は県庁舎会議室からZoomで配信し、参加者は自宅から参加した。

オンラインによる学習は、おおよそ次の3つの方式が考えられる。

- ①対面の授業を実施しながら、Zoom等で同時配信するハイブリッド方式
- ②対面の授業を録画し、いつでも動画を見ることが出来るようにするオンデマンド方式
- ③Zoom等で同時双方向の学習を行うリアルタイム方式

①は、対面参加の生徒を中心に授業が進む傾向にあるため、オンライン学習者が参加しにくい傾向にある。②は、オンライン学習者の都合に合わせて学習できるものの、指導者とのやり取りがなく、学習状況の把握や学習意欲の喚起が難しい。様々な事情を抱えた生徒に学習の機会を提供するためには、③の方式でオンライン学習を行うことが望ましい。

ただし、現行法上オンラインによる学習は出席とはならない。そのため、夜間中学で実施する場合、継続的なニーズ調査も兼ねて「オンライン講座」として学習機会を提供する方がよい。

4 夜間中学設置の基本方針

(1) 設置主体

県が設置主体となり、県立夜間中学を設置する。

ニーズ調査の結果、市町村単独で設置した場合は小規模の学校となる可能性が高く、運営が困難であることが予想される。さまざまな事情で教育を受けられなかった方々の学びたい気持ちに応えるため、県内のどの市町村に居住していても夜間中学に通えるよう、県立の夜間中学を設置する。

(2) 開校時期

県内の夜間中学へのニーズに応えるため、できるだけ早期に夜間中学を開校することが望ましいことから、令和8年4月に開校する。

(3) 設置場所

大分県立爽風館高等学校内に設置する。

夜間中学は、夜の時間帯に授業が行われる学校であるため、夜間定時制のある大分県立爽風館高等学校に設置することで、円滑に教育活動を実施できる。また、夜間中学の生徒にとって、進学先の一つとなる高等学校が身近にあることで、進路保障にもつながる。

(4) 教育理念

年齢や国籍に関わらず、多様な人々が安心して学び直すことができる環境を整え、一人ひとりの思いや願いを自らの力で実現し、ともに学ぶ喜びや楽しさを感じながら、自分らしく豊かに生きるために必要な資質・能力を育む。

(5) 入学対象者

大分県に居住する学齢期を過ぎた満15歳以上で、次のいずれかに該当する方(国籍は問わない)

- ・ 中学校を卒業していない方
- ・ 中学校を卒業しているが、様々な事情で十分な学びを受けられなかったため、義務教育の学び直しを希望する方

(6) 入学、進級、卒業、修業年限

・入学

第1学年4月の入学を基本とする。ただし、入学希望者の事情や学習状況等を踏まえ、校長の判断により、年間を通じた入学や、第2学年または第3学年からの入学も可能とする。

・進級

生徒との面談や学習状況等を踏まえ、進級する。ただし、校長の判断により、当該学年に留め置いて学習を継続することもできる。

・卒業

第3学年3月末の卒業を基本とする。卒業の認定については、出席日数や生徒の学習状況、本人の希望等を踏まえ、校長が判断する。

・修業年限

原則3年とし、最長6年の在籍を可能とする。

(7) 学級編制

開校時の学級数を3学級（3学年）とする。

(8) 教育活動

・週5日の授業

・入学希望者のこれまでの学習状況や日本語の習得状況に応じ、教科によっては複数のコースに分かれて学習する。

ただし、一部の教科のみを受けることや日本語のみを学習することはできない。

・入学を希望する方と面談を行い、コースを決定する。

(9) 本人負担

・授業料及び教科書費用は無償とする。

・教材費は、生徒本人（保護者含む）の実費負担とする。

5 夜間中学開校に向けた今後の取組

夜間中学に対する県民の理解や関心を高め、入学希望者を把握するとともに、夜間中学における教育活動を円滑に実施するため、次の項目について具体的に検討する。

- ・ シンポジウムの実施
- ・ 入学者に対する説明会及び面談の実施
- ・ 体験教室の実施
- ・ 生徒募集に向けた広報活動
- ・ 学校基本方針、学校運営体制の検討
- ・ 学齢超過者に対する特別の教育課程の編成
- ・ 教科書採択業務
- ・ オンライン講座の方針、指導計画の検討